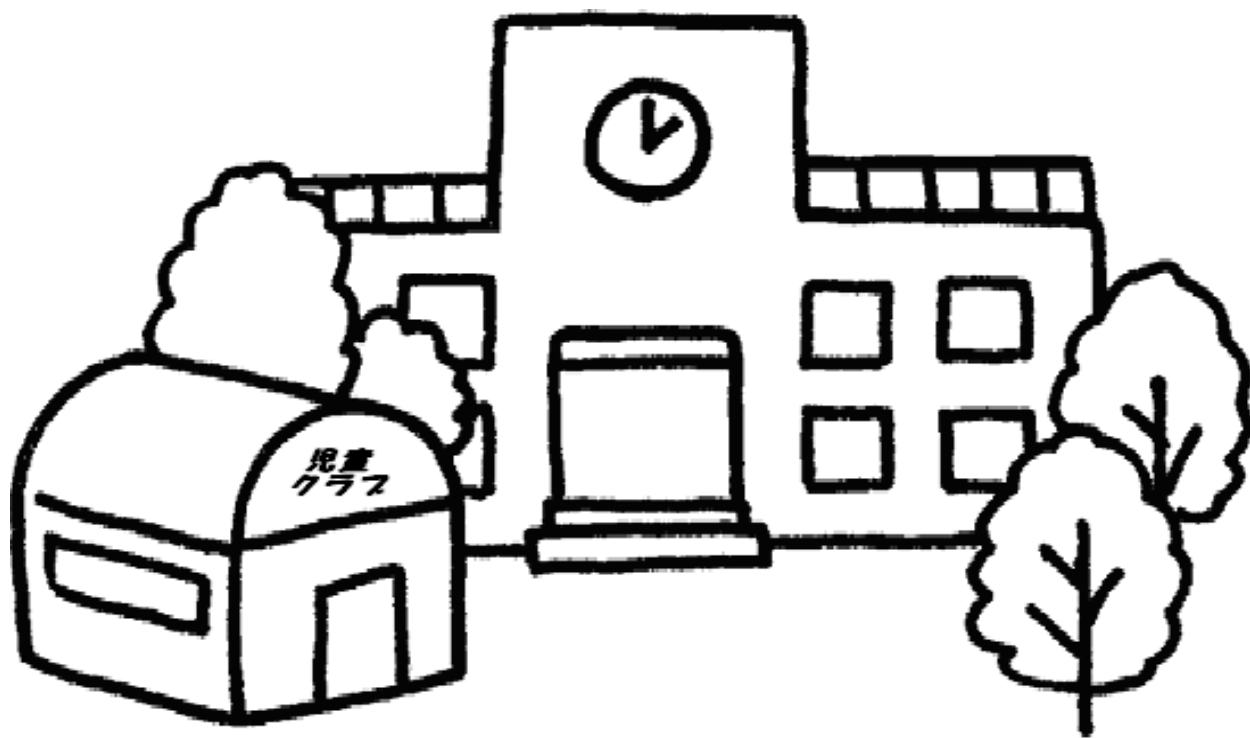


# 児童クラブのしおり

＊ ＊熊谷市立児童クラブ入室のご案内＊ ＊



☆平成31年4月入室者用☆

熊谷市 保育課 学童保育係

TEL 048-524-1131

## 児童クラブとは

児童福祉法第6条の3第2項に基づく事業で、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に、小学校の教室や児童館等を利用して家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るものです。この事業により、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

## 児童クラブの開室について

### 1 開室期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### 2 開室時間

(1) 学校の授業日は、放課後から午後7時まで（通常の授業日は、12時30分に開室いたします。

学校行事等により下校時間が早まる場合は、適宜対応いたします。）

(2) 学校の授業日以外の日は、午前7時30分から午後7時まで

### 3 休室日

(1) 日曜日

(2) 国民の休日

(3) 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(4) その他、市長が特に認めたとき

### 4 土曜日について

同一小学校内に複数の児童クラブを設置している場合は、一施設にて合同保育を行います。また、利用者がいない場合は、休室となります。

### 5 その他

(1) 台風、大雪等の影響により小学校が休校となる場合は、可能な限り午前7時30分から児童クラブを開室します（ほいくメールでお知らせします）。ただし、状況により児童クラブを開室できない場合もあります。

(2) その他、緊急事態により児童クラブを開室できない場合があります。



# 児童クラブへの入室について

## 1 対象となる児童

以下の(1)～(3)の全てを満たす児童を対象としています。なお、長期休業期間(夏休み等)の入室の際は、一日保育となることから(1)～(2)を満たす児童を対象とします。

- (1) 小学校1年生から6年生で、昼間、保護者が労働等(仕事だけでなく、疾病、出産、障害、介護・看護、就学、被災、求職中も含む)で保育できない状況であること。
- (2) 月～土曜日のうち、週3日(月12日)以上、保護者が保育できない状況であること。
- (3) 通常の授業日において、小学校1～3年生の場合は午後3時以降、小学校4～6年生の場合は午後4時以降に保育ができないこと。

※なお、小学校1年生は、入学当初(4～5月頃)は半日授業等が多いため、授業終了後に保育ができない方も対象となります(15時前に勤務が終了する方も、対象となります。)

## 2 申込みについて

### (1) 申込み方法

第1希望の児童クラブへ、児童の保護者が直接申込み書類をご提出ください。申込みの際、児童クラブ職員が、状況の聞き取りを行います。

### (2) 申込み期限

締切日は毎年異なります。詳細は保育課、各児童クラブにお問い合わせください。

入室希望日	おおよその申込締切日
4月入室を希望する場合	前年の12月上旬ごろ
年度途中の入室を希望する場合	入室を希望する2週間前まで
長期休業期間中の入室を希望する場合	夏季休業期間については、6月中旬ごろ 冬季休業期間については、11月中旬ごろ 学年末休業・春季休業期間については、2月下旬ごろ

### (3) 入室決定まで

#### ① 選考について

児童クラブの入室は、提出いただいた書類等をもとに入室審査を行い、決定します。

定員以上のお申込みがあった場合は、4ページの項目等を指数化し、優先順位の高い児童から入室を決定します(申込み順ではありません)。

また、小学校区内に複数の児童クラブがある場合は、1人でも多くの児童をお預かりできるように、各児童クラブで入室者数の調整を行い、入室いただく児童クラブを決定いたします。

審査の結果、定員等により児童クラブに入室できない場合や、第1希望の児童クラブに入室できない場合がありますので、ご了承ください。

#### ② 結果について

郵送にて結果をお知らせいたします。入室の通知が届いた場合は、入室が決定した児童クラブにご連絡をお願いいたします。

#### (4) 申込みに必要な書類

① 児童クラブ入室申込書

② 児童調査票

③ 入室を希望されるお子様に疾病や障害等がある場合は、診断書や手帳の写し

(診断書等により保育の必要性を審査し、優先度が高くなる場合があります。)

④ 保育ができないことを証明する以下の書類

保護者の方は、必ず④の提出が必要です。また、以下の(ア)～(エ)に該当する18歳以上65歳未満の方も原則として④を提出してください(保護者以外の方は、④の提出が無い場合でも申請を受け付けますが、入室審査の際に不利になります)。

(ア) 同居の方(世帯分離している場合も、提出をお願いいたします。)

(イ) 同一敷地内の別棟に住んでいる方

(ウ) 隣接地に住んでいる方

(エ) 自宅以外を下校場所として指定校変更を行っている場合に、下校場所に住んでいる方

#### 【保育ができないことを証明する書類】

保育ができない事情	必要な添付書類	備考
就労の場合	勤務証明書(※証明日から3か月以内のもの。不定期勤務の場合、2か月分以上のシフト表も提出してください)	
疾病等の場合	①申立書、②診断書 (※診断書は証明日から1年以内のもの。また、保護者の診断書は「保育ができない程度」が記載されているもの。なお、入院の場合は、入院証明書または医療情報提供書の写しも可)	
障害がある場合 や要介護認定を 受けている場合	①申立書、②各種手帳の写し、要介護度のわかるものの写し	
介護・看護をして いる場合	①申立書、②被介護者(被看護者)の手帳、要介護度のわかるもの、または診断書(※診断書は証明日から1年以内のもの)	
出産の場合	①申立書、②母子手帳の写し(父母の氏名等の記載ページ、及び出産予定日の記載ページ)	育休中は入室できません(産休は可)。
学生(職業訓練) 等の場合	①申立書、②学生証等の写し、③時間割表(受講時間帯の記載の有るもの)の写し	
求職中の場合	申立書	入室期間は2か月間になります。

※すべての場合において、状況に応じて入室期間を制限する場合があります。

## 入室審査の項目

- 1 児童の学年
- 2 児童の障害の有無
  - (1) 特別支援学級に所属している場合
  - (2) 各種手帳を有している場合
  - (3) セルフサポート教室に通っている場合
  - (4) 上記に類する状態であることがわかる診断書等がある場合
- 3 保護者（父母等）の保育ができない状況
  - (1) 就労等の場合、勤務日数、保育ができない時間、勤務時間等
  - (2) 就労以外の場合は保育ができない理由、状況等
- 4 その他、以下の項目に該当する場合、指数の加点、減点を行います。
  - (1) 加点を行う場合
    - ア 生活保護世帯、中国在留邦人等の支援給付受給世帯
    - イ ひとり親家庭
  - (2) 減点を行う場合
    - ア 保護者（父母等）が居宅内勤務の場合
    - イ 同居等の親族等が保育可能な場合
    - ウ 児童クラブ保育料が滞納になっている場合
    - エ 締切日が定められている際に、締切日以降に申請があった場合

なお、求職中の方については、受け入れ可能人数に余裕がある場合のみ、入室が可能です（受け入れ可能人数を超えている場合は、就労やその他保育ができない理由がある方が優先となります）。

優先度	学年	児童の障害の有無	保育ができない状況	その他
①高い ↑ ↓ ⑥低い	①1年生	①特別支援学級の児童	①保育ができない日数・時間が多い世帯	①ひとり親世帯
	②2年生	②各種手帳を有している児童・セルフサポート教室に通っている児童	②保育ができない日数・時間が少ない世帯	②生活保護・中国在留邦人等の支援給付受給世帯
	③3年生			③その他の世帯
	④4年生			
	⑤5年生			
	⑥6年生	③その他の児童	③求職中の世帯	

# 児童クラブの諸費用について

## 1 児童クラブ保育料

(1) 児童1人につき 月額 5,000 円 です。

ただし、同一世帯から2人以上の児童が入室するときは、2人目以降は半額となります。

(2) 納期限

月の末日（12月のみ25日前後）となります。なお、末日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌平日となります。

(3) お支払い方法

児童クラブ保育料の納入については、全員の方に「口座振替」をお願いしています。入室が決定しましたら、「口座振替依頼書」を記入のうえ、取扱金融機関の窓口に提出してください。

※口座振替依頼書は、各児童クラブ、保育課または市内の銀行の窓口に設置しております。

※取扱金融機関は、口座振替依頼書の表紙に記載されています。

※口座未登録の方には、「現金納付通知書」を送付いたしますので、各児童クラブ、保育課または各行政センター（市民）福祉係にて、現金で御納入ください。

※児童クラブ保育料を理由もなく滞納しますと、退室していただく場合もあります。

(4) 減免制度

児童クラブ保育料の減免制度があります。詳細は保育課または児童クラブにご相談ください。

① 対象となる方と提出いただく書類

減免対象となる方	申請書類として、以下①②の書類が必要です。		減免額
	書類①	書類②	
生活保護法の生活扶助受給世帯	児童クラブ 保育料減免 申請書	以下のどちらか一方（世帯員全員分） ●受給を証明する書類を添付する。 ●児童クラブ保育料減免申請書の同意欄に、署名（自署）・押印する。	全額免除
中国在留邦人等の支援給付受給世帯			
市町村民税が非課税の世帯		以下のどちらか一方（生計を一にしている16歳以上の同居家族全員分） ●発行日から3か月以内の市民税県民税所得・(非)課税証明書または納税通知書を添付する。 ●児童クラブ保育料減免申請書の同意欄に、署名（自署）・押印する。	2分の1 減額
市町村民税が均等割のみの課税世帯			

※なお、熊谷市以外で証明書が発行される場合は、必ず証明書の添付が必要です。

## ② 申請について

児童クラブ保育料減免申請書の配布場所、申請書類の提出場所は、次のとおりです。

- ・各児童クラブ、保育課または各行政センター（市民）福祉係

## ③ 減免の注意事項

- ・減免は、毎月10日が締切日となり、締切日が属する月から適用されます。なお、月の途中から入室された方については、例外として入室月の納期限日が締切日となります。
- ・児童クラブ保育料減免決定通知書にて、結果をお知らせします。
- ・継続で入室している場合でも、年度ごとに申請いただく必要があります。

## ④ 寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

法律上の婚姻歴のない非婚のひとり親家庭は、税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されませんが、児童クラブ保育料の減免制度について、婚姻歴の有無により格差が生じないように、婚姻歴のないひとり親世帯に寡婦（寡夫）控除のみなし適用を行っております（生計を一にしている同居の祖父母等が該当する場合も含まれます）。

寡婦（寡夫）控除のみなし適用により、市町村民税の「非課税世帯」または「均等割のみの課税世帯」と同様の取扱いとなる場合があります。

適用には申請が必要となりますので、詳細は保育課にお問い合わせください。

## (5) 休室について

児童クラブを欠席する期間が1か月の全て（月の1日から月末まで）にわたる場合は、その月の児童クラブ保育料が免除になります。当月の10日までに、異動届及び減免申請書を、児童クラブまたは保育課に提出してください。

※休室ができるのは、原則として2か月までとなります。

※夏季休業期間中の休室については、毎年6月頃お知らせいたします。

## 2 保育料以外の諸経費

- (1) 傷害保険代が年額800円かかります。
- (2) おやつ代が月額1,200円かかります。
- (3) 保護者会がある児童クラブについては、保護者会費（300円）がかかる場合があります。各児童クラブにご確認ください。



# 児童クラブの生活について

## 1 児童クラブでの一日

時 刻	平 日	土曜日	学校休業日 夏季休業日等
7:30		登 室	登 室
12:00		読 書・学 習 遊 び・片付け(掃除)	読 書・学 習 遊 び・片付け(掃除)
		昼 食 休 息	昼 食 休 息
15:00	登室・学習 遊 び おやつ	学 習・読 書 遊 び・片付け(掃除)	学 習・読 書 おやつ
19:00	退 室	退 室	遊 び・片付け(掃除) 退 室

※遊び、おやつ等のスケジュールは、各児童クラブによって異なります。

※登室、退室の時間は、保護者の勤務時間に合わせてください。

## 2 登室から退室までの流れ

- (1) 下校後は、まっすぐ児童クラブに来ましょう。
- (2) 履物を下駄箱に入れてから「ただいま」と入室のあいさつをします。
- (3) ランドセル、学校の用具等を自分のロッカーに入れます。
- (4) 先生に「れんらくぼ」を提出します。
- (5) 学習（宿題等）を行います。わからないところがあったら、進んで先生に聞きましょう（家に帰ってから家の人に確認してもらいましょう）。宿題のない人は自由に学習します。
- (6) おやつの中には、当番の児童がおやつ準備・かたづけを手伝い、全員で「いただきます」「ごちそうさまでした」のあいさつをします。（土曜日は、おやつはありません。）
- (7) 遊びの時間には、室内ではトランプやブロック等、室外では遊具やボール等で友達と仲良く自由に遊びます。時間になったら、みんなで後かたづけをします。
- (8) お迎えが来たら、退室のあいさつをします。



©熊谷市



## 児童クラブの利用について

### 1 利用等に関するお願い

- (1) 児童クラブは保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、家庭に代わる生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。家庭で保育が可能な場合は、ご利用できませんのでご了承下さい。
- (2) 児童クラブを利用できる時間は、お子様の保育が必要な時間のみです。たとえば保護者の方が就労されている場合は、就労時間とお迎えにかかる時間が、保育できない時間となりますので、その時間のみ児童クラブを利用することができます。
- (3) 感染性疾患にかかっている場合は、医師の許可がおりるまで登室することはできません。また、お子様の属する小学校・学級等がインフルエンザ等による休校や学級閉鎖になった場合も、原則として児童クラブに来ることはできません。
- (4) 小学校で、「保護者への引き渡し」が行われる際は、児童クラブの利用はできません。
- (5) 保育時間等により、お弁当・水筒や休息用のタオル等をご用意いただく場合があります。  
(カップラーメン、ペットボトルや缶類は禁止です。)
- (6) お子様か施設を壊したときには、修理に要する費用をいただく場合があります。
- (7) 児童クラブは集団生活の場です。児童クラブの決まりを破ったり、秩序を乱したりする場合は退室していただくこともあります。
- (8) 児童クラブでは、お子様の健全な育成を図ることを目的に、様々な行事を計画しています。各行事へのご協力をお願いいたします。

### 2 登室・お迎えについて

- (1) お子様の送迎は、保護者の責任においてお願いいたします。授業日以外の日に登室する際は、児童クラブ職員に直接お子様をお預けください。また、お迎えの際は、児童クラブの出入口までお越しください。お子様の安全のため、ご協力をお願いいたします。
- (2) 児童クラブを欠席する場合、登室が遅くなる場合、お迎えの保護者が変わる場合、やむを得ない理由でお迎え時間が閉室時間より遅くなる場合等は、必ず事前に児童クラブに連絡してください。
- (3) お子様のお迎えは、閉室時間を過ぎることのないようお願いいたします。お迎えが閉室時間を何回も過ぎるような場合、退室していただくこともありますので、ご了承下さい。
- (4) 病気や怪我などの緊急時には、応急処置等を行ったうえで保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早急にお迎えに来ていただきますようお願いいたします。



### 3 ほいくメールくまがやについて

熊谷市では、東日本大震災の際に連絡体制が混乱したことを教訓として、緊急時における保護者と児童クラブとの連絡体制を充実させるため、メール配信サービス「ほいくメールくまがや」を導入しています。メール配信サービスでは、保育課からの緊急連絡や不審者情報等のほか、緊急時の児童クラブの開室連絡等を配信します。

各児童クラブで登録手順書を配布いたしますので、ご登録をお願いいたします。

※登録ID等が各児童クラブで異なりますので、ご注意ください。

※継続で入室している場合でも、年度ごとに登録いただく必要があります。

### 4 その他

(1) 下校班が変わるため、お子様が児童クラブに入室していることを必ず学級担任にお伝えください。

(2) ご心配なことがあれば、ささいな内容でも児童クラブの主任放課後ケアワーカーまでご相談ください（例：児童の健康状態、学校生活の諸問題、児童間のトラブル、児童クラブへの要望など）。

## 入室後の保護者の届出義務について

次の場合は届出が必要になります。速やかに入室している児童クラブの職員にお申し出ください。

- 1 お子様の保育ができない理由に変更があったとき。  
(例えば勤務先・勤務状況が変わった場合や、失業した場合など)
- 2 氏名、住所、連絡先、世帯構成などに変更があったとき。
- 3 児童を1か月以上の長期欠席させるとき。
- 4 児童が事故にあったとき。
- 5 児童クラブを退室するとき。

## 児童クラブの退室について

年度の途中で、児童クラブでの保育が不要となった場合は、異動届（退室届）を、退室日の2週間前までに提出してください。異動届（退室届）の提出がありませんと、児童クラブの利用がない場合でも、児童クラブ保育料をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。



# 熊谷市立児童クラブ一覧

NO.	児童クラブ名	定員	所在地	電話番号	備考
1	荒川児童クラブ	40人	河原町 2-173	048-522-0802	荒川児童館内(桜木小、熊谷南小が対象)
2	石原児童クラブ	40人	本石 1-10	048-524-0601	石原児童館内
3	東児童クラブ	40人	銀座 4-9-6	048-525-1928	東児童館内
4	西児童クラブ	40人	新堀新田 576-1	048-532-1841	西児童館内
5	雀宮児童クラブ	40人	上之 1305-1	048-521-2673	雀宮児童館内(成田小、熊谷西小が対象)
6	大幡児童クラブ	40人	代 597-4	048-525-7710	大幡児童館内
7	箱田児童クラブ	40人	中央 1-149	048-521-8441	箱田高齢者・児童ふれあいセンター内
8	妻沼南児童クラブ	40人	弥藤吾 692-1	048-589-1621	妻沼児童館内(男沼小、妻沼南小が対象)
9	第2東児童クラブ	40人	末広 3-4-1	048-526-6325	熊谷東小学校内
10	第3東児童クラブ	30人	末広 3-4-1	048-577-4330	熊谷東小学校内
11	第4東児童クラブ	40人	末広 3-4-1	048-525-0185	熊谷東小学校内
12	第2箱田児童クラブ	70人	中央1-1	048-526-2541	熊谷西小学校内
13	第3箱田児童クラブ	30人	中央 1-1	048-525-1278	熊谷西小学校内
14	第2石原児童クラブ	40人	石原 3-1-1	048-522-6428	石原小学校内
15	第3石原児童クラブ	35人	石原 3-1-1	048-521-3701	石原小学校内
16	第4石原児童クラブ	40人	石原 3-1-1	048-598-3554	石原小学校内
17	第5石原児童クラブ	40人	石原 3-1-1	048-527-1166	石原小学校内
18	成田児童クラブ	70人	上之 2810	048-521-0401	成田小学校内
19	第2大幡児童クラブ	70人	代 681	048-525-2219	大幡小学校内
20	第3大幡児童クラブ	30人	代 681	048-526-7744	大幡小学校内
21	佐谷田児童クラブ	70人	佐谷田 1030	048-524-5361	佐谷田小学校内
22	大麻生児童クラブ	40人	大麻生 51	048-531-3611	大麻生小学校内
23	第2大麻生児童クラブ	40人	大麻生 48-5	048-533-0300	大麻生小学校内
24	玉井児童クラブ	60人	高柳 116-1	048-533-2875	玉井小学校内
25	第2玉井児童クラブ	35人	高柳 116-1	048-531-2601	玉井小学校内
26	第3玉井児童クラブ	40人	高柳 116-1	048-531-0506	玉井小学校内
27	久下児童クラブ	30人	久下 808	048-577-6050	久下小学校内
28	南児童クラブ	60人	榎町 343	048-521-1120	熊谷南小学校内
29	中条児童クラブ	30人	上中条 892-1	048-524-3361	中条小学校内
30	吉岡児童クラブ	30人	万吉 2104	048-501-6333	吉岡小学校北西側
31	別府児童クラブ	40人	西別府 29-1	048-531-3615	別府小学校内
32	第2別府児童クラブ	40人	西別府 29-1	048-578-8289	別府小学校内
33	奈良児童クラブ	30人	下奈良 561-3	048-525-6110	奈良小学校内
34	籠原児童クラブ	75人	新堀 1143	048-531-2412	籠原小学校内
35	第2籠原児童クラブ	40人	新堀 1165-1	048-532-8384	籠原小学校内
36	第3籠原児童クラブ	40人	新堀 1165-1	048-533-8250	籠原小学校内
37	新堀児童クラブ	40人	新堀 182	048-533-4562	新堀小学校内
38	大里さくら児童クラブ	60人	箕輪 7	0493-39-5570	吉見小学校内
39	大里第2さくら児童クラブ	35人	小泉 243-1	048-536-1591	市田小学校内
40	長井児童クラブ	70人	上根 358	048-588-7974	長井小学校内
41	秦児童クラブ	30人	葛和田 831	048-589-3521	秦小学校内
42	妻沼児童クラブ	70人	妻沼 1492-1	048-589-3310	妻沼小学校内
43	太田児童クラブ	35人	八木田 5	048-589-0737	太田小学校内
44	江南南児童クラブ	70人	須賀広 599-1	048-536-0155	江南南小学校外東側
45	第2江南南児童クラブ	30人	小江川 1881	048-577-5565	江南南小学校内
46	江南北児童クラブ	40人	成沢 62-1	048-536-0510	江南北小学校外南東側

## 熊谷市内の民間学童クラブ

学童クラブ名	所在地	主に対象となる小学校	電話番号	備考
しいのみ学童クラブ	上之 1795-1	熊谷東小、熊谷西小 成田小など	048-524-6202	
まこと学童クラブ	上之 1355	熊谷東小、熊谷西小 成田小など	048-524-1261	まことこども園の電話番号です
久下トミヨ学童クラブ	久下 1396	久下小	048-527-0547	
学童クラブ子供の家	村岡 311	吉岡小	048-536-5323	こどもの家保育園の電話番号です
三尻幼稚園学童クラブ	三ヶ尻 2744-2	三尻小	048-532-3990	三尻幼稚園の電話番号です
奈良児童園	中奈良 1296-1	奈良小	048-524-9849	奈良保育園の電話番号です
わらしべ学童クラブ	弁財 203	長井小、秦小、妻沼小、男沼小、 太田小、妻沼南小など	048-588-7970	わらしべの里共同保育所の電話番号です

※民間学童クラブへの入室の申込みは、それぞれの学童クラブに直接お問い合わせください。

## 子育て支援事業

### 1 熊谷市ファミリー・サポート・センター(☎048-521-0999)

「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」と「育児の援助に協力できる人(援助会員)」が、それぞれファミリー・サポート・センターに会員登録し、必要なときに会員同士で子育ての援助活動を行う組織です。支援の対象となるのは、生後6か月から小学校6年生までのお子さんです。

詳しくは、熊谷市ファミリー・サポート・センターへお問合せください。

#### (1) 主な援助内容

- ・保育施設の開始前及び終了後に子供を預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・学校の放課後や児童クラブの終了後、子供を預かる。
- ・その他、一時的に保育ができない場合に子供を預かる

#### (2) 援助時間

- ・毎日 6:00～21:00

#### (3) 1時間当たりの利用料金（他に実費相当分がかかる場合があります）

- ・平日 7:00～19:00 は 700 円
- ・平日で上記以外の時間は 800 円
- ・土、日、祝日、休日、年末年始は 800 円

### 2 公益社団法人熊谷市シルバー人材センター(☎048-536-8081)

子育て経験の豊かな保育士、教師、看護師、ヘルパー等の資格のある会員が子供の遊び相手、沐浴、保育所などの送迎、家事等の子育て支援をします。

詳しくは、熊谷市シルバー人材センターへお問合せください。